表　理学療法に関する介護報酬（平成 27 年度　介護報酬改定）

①居宅サービス関係	
訪問看護事業所からの派遣による理学療法（30 分未満）	463 単位/日
（30 分以上 60 分未満）	814 単位/日
訪問リハビリテーション	302 単位/回
サービス提供体制強化加算	6 単位/回
介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション	
通所リハビリテーション（1 時間以上 2 時間未満）	
※個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合に限り算定	
理学療法士等体制強化加算	30 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算	Ⅰ60（Ⅱ150）単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算（3 月以内）	200 単位/日
個別リハビリテーション加算	80 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日
社会参加支援加算	17 単位/日
②短期入所療養介護	
1）介護老人保健施設	
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/日
短期集中リハビリテーション実施加算（入所日から 3 月以内）	110 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（入所日から 3 月以内）	240 単位/日（Ⅰ）， 1,920 単位/月（Ⅱ）
生活行為向上リハビリテーション実施加算（3 月以内）	2,000 単位/月
（3 月～6 月以内）	2,000 単位/月
（算定後 6 月以内）	100 分の 15 減算
2）病院，診療所	
理学療法（Ⅰ）	123 単位/回
理学療法（Ⅱ）	73 単位/回
言語聴覚療法	203 単位/回
摂食機能療法	208 単位/回
集団コミュニケーション療法	50 単位/回
3）介護療養型医療施設	
理学療法（Ⅰ）	123 単位/回
理学療法（Ⅱ）	73 単位/回
作業療法	123 単位/回
言語聴覚療法	203 単位/回
摂食機能療法（月 4 回まで，1 回 20 分以上）	208 単位/回
集団コミュニケーション療法（1 日 3 回まで，1 回 20 分以上）	50 単位/回
短期集中リハビリテーション実施加算（入院日から起算して 3 月以内）	240 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日